## 日田市規則第43号

日田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和元年9月27日

日田市長 原 田 啓 介

日田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則 日田市印鑑条例施行規則(昭和54年規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改正前
(申請書等の受理) 第2条 市長は、条例の規定による申請書等の提出があったときは、当該申請書等に記載されたその者の氏名、旧氏、出生の年月日、男女の別及び住所を住民基本台帳と照合し、相違ないことを確認した上、当該申請書等を受理するものとする。	(申請書等の受理) 第2条 市長は、条例の規定による申請書等の提出があったとき は、当該申請書等に記載されたその者の氏名、出生の年月日、男 女の別及び住所を住民基本台帳と照合し、相違ないことを確認 した上、当該申請書等を受理するものとする。

附則

この規則は、令和元年11月5日から施行する。